

定時見積参加心得

- 1 提示品目
物品（事務用機器、家具・調度品、文具・用紙類、金物・陶磁器類、日用雑貨）とします。
- 2 契約内容の提示
 - (1) 契約内容の提示は、物品購入見積依頼書により行います。
 - (2) 提示（配付）日時
毎週火曜日の午前9時30分から午後5時まで、翌日の午前9時から正午までとします。
※その日が閉庁日の場合はその翌開庁日とします。
 - (3) 提示（配付）場所
後志総合振興局総務課需品係及び小樽建設管理部建設行政課管財係並びに後志総合振興局ホームページにおいて行います。
- 3 見積書の提出
提示（配付）された物品購入見積依頼書ついて受注を希望する者は、その提示期間中に後志総合振興局総務課需品係執務室内に備え付けられた投函箱への投函又は宛先 shiribeshi.kaikei1@pref.hokkaido.lg.jp への電子メールによりファイル形式（PDF、Word、Excel など）で、見積書を提出してください。ただし、物品購入見積依頼書に「FAXによる見積書の提出を認めます。」と表示されたものについては、FAXによる提出も可能です。
なお、見積書は提示した物品購入見積依頼書毎とし、提示した見積番号を明記してください。
また、押印を省略した見積書及び電子メールによる見積書については、必ず、本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。
提出のあった見積書に疑義があった場合は、本件責任者又は担当者に対して電話により確認させていただきます。
- 4 見積書に記載する金額
見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた額としてください。
なお、課税事業者にあつては見積書に消費税及び地方消費税の額を区分して記載し、免税事業者にあつては、見積書に「消費税及び地方消費税相当額を含む。」、「消費税及び地方消費税相当額込み。」等の文言を記載してください。
- 5 契約の相手方の決定及び公表
 - (1) 有効な見積書を提出した者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の見積りをした者を、原則として契約の相手方とします。
 - (2) 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。
なお、くじ引きの方法は、あみだくじとし、後志総合振興局総務課職員（需品係職員を除く。）が代理でくじを引くものとします。
 - (3) 見積合わせの結果、相手方を決定するに至らなかった場合、また、見積書の提出がなかったときは、原則として再度定時見積で提示することとします。
 - (4) 定時見積の結果は、決定後直ちに、後志総合振興局総務課需品係及び小樽建設管理部建設行政課管財係において「定時見積結果」により業者名及び決定額を公表するとともに、見積参加者にFAXにより通知します。
- 6 公正な見積りの確保
 - (1) 見積書提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
 - (2) 見積書提出者は、見積書を提出するに当たっては、競争を制限する目的で他の見積書提出者と見積価格又は見積書提出の意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。
 - (3) 見積書提出者は、契約の相手方の決定前に、他の見積書提出者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

7 代理

- (1) 見積書提出者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面（委任状）を支出負担行為担当者に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記して見積書を提出するものとします。
- (2) 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。
- (3) 見積書提出者は、競争入札の参加を排除されている者、又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積書提出者の代理人とすることはできません。

8 見積書の書換え等の禁止

見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

9 無効とする見積書の提出

次のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

- (1) 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出
- (2) 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書の提出
- (3) 記名がない見積書の提出
- (4) 見積書提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出
- (6) 見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出
- (7) 無権代理人の見積書の提出
- (8) 見積書の提出に関し不正の行為があった者を見積書の提出（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (9) 電子メール又はFAXによる見積書の提出で見積提出期間内に到着しなかったもの
- (10) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

10 契約の相手方として決定された者と契約を行わない場合

契約の相手方として決定された者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該決定者とは契約の締結を行いません。

11 定時見積の取りやめ

支出負担行為担当者が定時見積を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、定時見積を取りやめることがあります。

12 一括下請負の禁止

物品の製造の全部若しくは大部分又は指定した部分を第3者に委任し、又は請け負わせてはなりません。ただし、あらかじめ支出負担行為担当者の承認を得たときはこの限りではありません。

13 不正行為に伴う損害賠償等

見積書の提出に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

14 その他

見積結果の発表（公表）は、見積書提出期間の翌日以降となることがあります。